

仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：中島・今井 075-611-5371)

1 業務名

柵修繕(深草開土口町)

2 業務の目的

一般市道深草緯15号線の柵が、周囲の舗装高と比較し、低くなっているため、柵の高さの調整及び柵蓋の更新を行い、修繕するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

4 履行場所

京都市伏見区深草開土口町 地内

5 業務範囲

箇所図及び現状写真

6 業務内容

- ・柵の嵩上げ
- ・柵蓋の更新：1基 110° 開閉型、W-300,L=500、普通目、T-25、ノンスリップタイプ
 - ※アスファルト舗装は別工事により実施予定だが、既設アスファルト舗装との擦りつけを常温アスファルト合材等で行うこと。
 - ※周囲の舗装高に合わせて嵩上げを行うこと。(3cm～6cm 程度)
 - ※隣接するコンクリート舗装は、広範囲で滑らかに、擦りつけを行うこととし、後日ひび割れ等がすぐに生じないように、舗装の厚さや金網の設置等に配慮して、施工すること。
(詳細は、契約後に立会により決定)
 - ※作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
 - ※事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。
 - ※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

7 留意事項

本修繕作業で発生した事故等については、受注者の責任にて対応すること。

作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図





